平成２６年（フ）第８９号
千葉県茂原市千沢922番地39
債務者　大月　葉子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１号
千葉県勝浦市興津1514―12　リフレッツ勝浦、住民票上の住所浜松市中区佐鳴台２丁目７番28―303号　メゾン・ド・フランシーズ
債務者　沼田　正人
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第８号
千葉県茂原市早野450番地　八丁寺住宅115号
債務者　好地　優人
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
新潟市西区大野町3446番地２
債務者　齋藤多津夫
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
金沢市大樋町６番23号　リバティーハイツ102号
債務者　中村　眞弓
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５５号
山梨県南都留郡忍野村忍草968番地３
債務者　宮下　春江
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第１号
山梨県大月市富浜町鳥沢968番地８
債務者　長田尚士こと　長田　**尚士**
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第６号
長野市大字大豆島6047番地　パナシティーやまぎしＦ
債務者　渡邉　清江
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
長野市大字高田299番地５　ツイン21―102号室
債務者　滝澤久美子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
長野県上田市芳田1615番地７　石坂マンション301号
債務者　上原雄一郎
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第４９号
岐阜県羽島郡岐南町下印食３丁目10番地　クリスタルパレス201号室、前住所神戸市中央区雲井通４丁目１番11―401号
債務者　小見山亜美
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
名古屋市瑞穂区関取町139番地の２
債務者　小田島有里（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２２号
名古屋市中区新栄３丁目19番５号　エクセランス新栄402号、住民票上の住所愛知県知多市八幡字堀切50番地の７
債務者　岩本登美子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４０号
愛知県小牧市大字北外山716番地６　フォートレス山中506号
債務者　稲垣さつき
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５７号
名古屋市南区城下町３丁目36番地
債務者　金坂　當子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５２号
大津市伊香立生津町474番地の１
債務者　片岡　久子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大津地方裁判所民事部